

樺太廳官制

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ候セラ
樞密院ノ議ニ
付セラレムコトヲ請フ

明治三十九年十二月二十七日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

三十九年十二月廿八日

以事付

勅令第

號

樺太廳官制

第一條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

事務官

警視

支廳長

技師

通譯官

屬

警部

技手

通譯

第二條 長官ハ勅任トス

長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 事務官ハ專任四人奏任トス但

シ其ノ中一人ハ勅任ト爲スコトヲ得

第四條 警視ハ專任一人奏任トス

第五條 文廳長ハ奏任トス

第六條 技師ハ專任六人ヲ以テ定員ト

ス

第七條 通譯官ハ專任一人奏任トス

第八條 屬警部及通譯ハ判任トス

屬警部技手及通譯ハ通シテ百十六人

ヲ以テ定員トシ具ノ各官ノ定員ハ長

官之ヲ定ム

第九條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ

承テ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事

務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關

スル事務ニ付テハ遞信大臣銀行及関
税ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣ノ
監督ヲ承ク

第十條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委
任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ禁錮二十五
日以下又ハ罰金二十五圓以内ノ罰則
ヲ附スルコトヲ得

第十一條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨
ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要
スルトキハ樺太守備隊司令官ニ移牒

シ出兵ヲ請フコトヲ得

第十二條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監
督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀
シ判任官以下ノ進退懲戒ハ之ヲ行フ

第十三條 長官ハ所轄官廳ノ處分又ハ
命令ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又
ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキ
ハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消シ又ハ停
止スルコトヲ得

第十四條 長官事故アルトキハ第一部

長タル事務官具ノ職務ヲ代理ス
長官及第一部長タル事務官共ニ事故
アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ事務
官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セ
シム
長官ハ廳ノ官吏ヲシテ具ノ事務ノ一
部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
第十五條 長官ハ具ノ職權ニ屬スル事
務ノ一部ヲ支廳長ニ委任スルコトヲ
得

第十六條 樺太廳ニ長官官房及左ノ二
部ヲ置ク具ノ事務ノ分掌ハ長官之ヲ
定ム

第一部
第二部

第十七條 部長ハ事務官ヲ以テ之ニ充
ツ長官ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ指揮
監督シ所部ノ事務ヲ掌理ス
第十八條 部長事故アルトキハ長官ニ
於テ廳官吏ノ一人ヲシテ具ノ事務ヲ

代理セシム

第十九條 第一部長タル事務官ハ長官
ヲ佐テ廳務ヲ整理シ官房及各部ノ事
務ヲ監督ス

第二十條 部長ニ充テラレサル事務官
ハ長官ノ命ヲ承テ事務ヲ分掌ス
長官ハ事務官ノ一人ヲシテ審議立案
ヲ掌ラシムルコトヲ得

第二十一條 支廳長ハ長官ノ指揮監督
ヲ承テ法律命令ヲ部内ニ執行シ部内

ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指
揮監督ス

第二十二條 支廳長ハ法律命令ニ依リ
又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ
付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第二十三條 支廳長事故アルトキハ其
ノ廳勤務ノ上席屬又ハ警部具ノ職務
ヲ代理ス

第二十四條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲ
シテ具ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシ

ムルコトヲ得

第二十五條 警視ハ第一部ニ屬シ上官
ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ノ事務ヲ分掌ス
第二十六條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ
翻譯通釋ヲ掌ル

第二十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ
務ニ從事ス

第二十八條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ
警察事務ヲ分掌シ部下ノ巡查ヲ指揮
監督ス

第二十九條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

翻譯通釋ニ從事ス

第三十條 樺太廳管内ニ樺太廳支廳ヲ
置ク其ノ位置名稱及管轄區域ハ内務
大臣ノ認可ヲ受ケ長官之ヲ定ム

第三十一條 長官必要ト認ムルトキハ
支廳ノ下ニ支廳出張所ヲ置クコトヲ
得其ノ位置名稱及管轄區域ハ長官之
ヲ定ム

支廳出張所長ハ屬又ハ警部ヲ以テ之

ニ完ッ

第三十二條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任
官ノ待遇トス
巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ
依ル

附 則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス

樺太廳職員特別任用令

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ候セラ樞密院ノ議ニ
付セラレムコトヲ請フ

明治三十九年十二月二十七日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望印

三十九年十二月廿日
以下付